

郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策について

1. 背景

- 平成24年の郵政民営化法改正により、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社に、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的かつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務(郵政事業のユニバーサルサービスの提供責務)が課された。
一方で、郵政事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、郵政事業のユニバーサルサービスの提供責務の履行の確保が図られるよう必要な方策の検討が必要。
- また、「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)において、ユニバーサルサービスを確保した上で、一般信書便事業の参入要件の明確化や特定信書便事業の業務範囲の在り方等、郵便・信書便市場の競争促進について、平成25年度に検討を行い、結論を得ることとされた。
このため、一般信書便事業の参入要件の明確化や特定信書便事業の業務範囲の在り方等についての検討が必要。

2. 検討項目

- (1) 郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策
 - ・郵政事業のユニバーサルサービスの内容・水準・コスト算定手法の整理
 - ・郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策
- (2) 郵便・信書便市場の活性化方策
 - ・一般信書便事業の参入要件の明確化、特定信書便事業の業務範囲の在り方
 - ・その他郵便・信書便市場における競争促進や更なる活性化の方策

3. スケジュール

平成25年10月 情報通信審議会諮問
平成26年 3月目途に、中間答申
平成27年 7月目途に、最終答申

(参考)

- 郵政民営化法(平成17年法律第97号)
(郵政事業に係る基本的な役務の確保)
第七条の二 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとする。
2 (略)
- 「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)(抄)
【信書便市場の競争促進】
郵便・信書便分野における健全な競争による多様なサービス創出を促進する観点から、信書の送達のユニバーサルサービスを確保した上で、一般信書便事業の参入要件の明確化や特定信書便事業の業務範囲(特定信書便事業者が扱える信書便の大きさや重量、送達時間及び料金に係る限定)の在り方等、郵便・信書便市場における競争促進や更なる活性化の方策について、市場参入を検討する者や特定信書便事業者の意見を踏まえつつ、検討を行い、結論を得る。(実施時期:平成25年度検討・結論)

■ 金融のユニバーサルサービス

- ・ 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第30号）により、郵便局における金融ユニバーサルサービスの提供（銀行窓口業務及び保険窓口業務）の責務を日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社が有する旨の規定が法定された。
- ・ 銀行窓口業務及び保険窓口業務の具体的な範囲については、日本郵便株式会社法施行規則で規定。
 銀行窓口業務：通常貯金及び定額・定期貯金の受入れ等
 保険窓口業務：終身保険及び養老保険の保険募集等

〈金融ユニバーサルサービスの責務を法定する規定〉

- 日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）
 （責務）

第五条 会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

2 （略）

- 日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）
 （責務）

第五条 会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

（注）郵便貯金銀行及び郵便保険会社には、ユニバーサルサービス提供義務が直接はかかっている。

日本郵便株式会社は、銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約を通じて金融サービスの提供を確保する必要あり。

「信書」とは

○「信書」とは「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」(郵便法4条2項)

「特定の受取人」= 差出人がその意思の表示又は事実の通知を受ける者として特に定めた者

「意思を表示し、又は事実を通知する」= 差出人の考えや思いを表し、又は現実に起こり若しくは存在する事柄等の事実を伝えること

「文書」= 文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物

信書に該当する文書の例

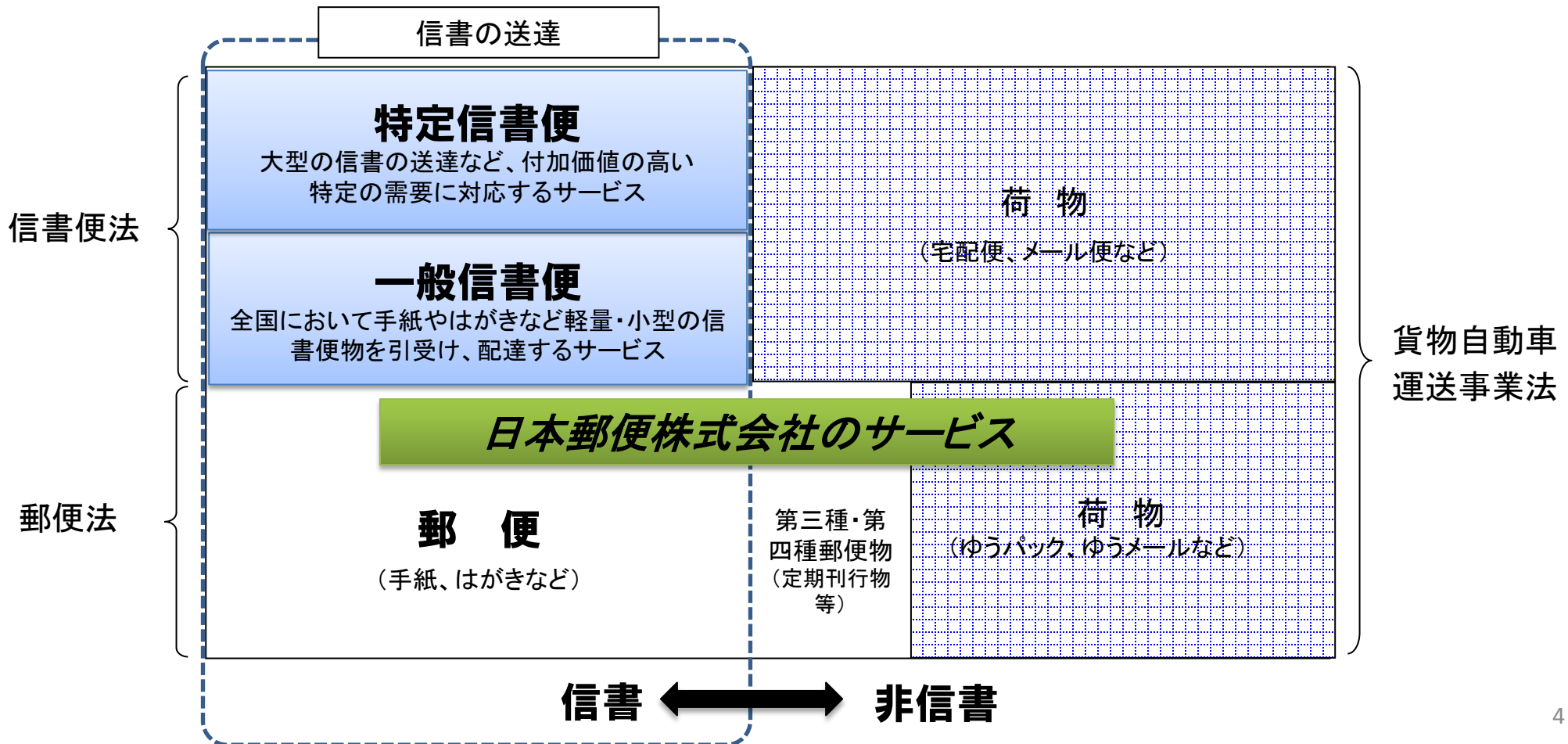
- 書状
- 請求書の類
 - 類例：納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申請書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答書、承諾書
- 会議招集通知の類
 - 類例：結婚式等の招待状、業務を報告する文書
- 許可書の類
 - 類例：免許証、認定書、表彰状
- 証明書の類
 - 類例：印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写し
- ダイレクトメール
 - ・文書自体に受取人が記載されている文書
 - ・商品の購入等利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている文書

信書に該当しない文書の例

- 書籍の類
 - 類例：新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスター
- カタログ
- 小切手の類
 - 類例：手形、株券
- プリペイドカードの類
 - 類例：商品券、図書券
- 乗車券の類
 - 類例：航空券、定期券、入場券
- クレジットカードの類
 - 類例：キャッシュカード、ローンカード
- 会員カードの類
 - 類例：入会証、ポイントカード、マイレージカード
- ダイレクトメール
 - ・専ら街頭おける配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの
 - ・専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの

信書便事業と郵便の関係

- 平成15年4月の信書便法(※)施行により、国の独占とされてきた信書の送達について、全面的に競争原理を導入。
※信書便法＝民間事業者による信書の送達に関する法律
- 郵便は、郵便法に基づき、ユニバーサルサービスの提供義務を課し、日本郵便株式会社が引き続き提供。
- 信書便事業には、「全国全面参入型の一般信書便事業」と「特定のサービスのみを提供する特定信書便事業」の2種類がある。



一般信書便事業の参入条件

一般信書便事業

手紙や葉書など、国民生活にとって基礎的なサービスとして、軽量・小型の信書便物が差し出された場合に、全国において必ず引き受け、配達するサービス(一般信書便役務)の提供を必須として、全ての信書の送達が可能な事業。

ユニバーサルサービスを確保するため、以下の条件を確保することが必要

①利用しやすい全国均一料金(最低基本料金の上限80円)

信書便法第十六条 (略)

2 前項の料金(総務省令で定める料金を除く。第二十七条第二号において同じ。)は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 配達地により異なる額が定められていないこと(一般信書便事業者の一の事業所においてその引受け及び配達を行う信書便物に係る料金を除く。)
- 二 大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合する信書便物であって、その重量が二十五グラム以下のものに係る料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。
- 三・四 (略)

【施行規則】

第二十三条 法第十六条第二項第二号の総務省令で定める額は、八十円とする。

②全国における毎日一通からの引受・配達

③随時、簡便、かつ秘密保護が確実な差出方法の確保

信書便法第九条 総務大臣は、第六条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

- 一 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。
- 二 その事業の計画が全国の区域において一般信書便役務に係る信書便物(以下この号において「一般信書便物」という。)を引き受け、かつ、配達する計画を含むものであって、事業計画に次に掲げる事項が定められていること。
 - イ 総務省令で定める基準に適合する信書便差出箱の設置その他の一般信書便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する信書便物の引受けの方法
 - ロ 一週間につき六日以上一般信書便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する信書便物の配達の方法
- 三・四 (略)

【施行規則】

第九条 法第九条第二号イの総務省令で定める信書便物の引受けの方法の基準は、次のとおりとする。

- 一 次のイからホまでに掲げる市町村又は特別区の区分に応じ、市町村又は特別区の人口(公表された最近の国勢調査の結果によるものとし、許可の申請後において新たに国勢調査の結果が公表された場合にあっては、その人口)に当該イからホまでに掲げる率を乗じて得た数(一未満の端数があるときは、これを一に切り上げた数)以上の数の信書便差出箱を各市町村又は各特別区ごとに設置すること。
 - イ 東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市 ○・〇〇〇五
 - ロ 人口が十万人以上である市(イに該当するものを除く。) ○・〇〇〇六
 - ハ 人口が二万五千人以上十万人未満である市町村(ホに該当するものを除く。) ○・〇〇〇八
 - ニ 人口が二万五千人未満である市町村(ホに該当するものを除く。) ○・〇〇一二
 - ホ 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域をその区域とする市町村 ○・〇〇一九
- 二 信書便差出箱を各市町村内及び各特別区内に満遍なく設置すること。
- 三 信書便差出箱を公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は駅、小売店舗その他の公衆が容易に入入りすることができる施設内であって往来する公衆の目につきやすい場所に設置すること。

特定信書便事業の類型

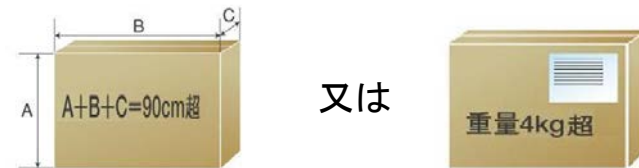
特定信書便事業

付加価値の高い特殊な需要に対応するサービス(特定信書便役務)のみを提供する事業

特定信書便役務:

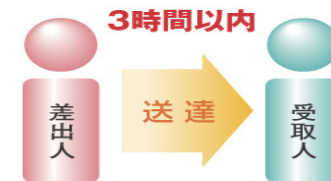
① 大きい又は重いサービス(1号役務)

長さ・幅・厚さの合計が90cmを超え、
又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの



② 速いサービス(2号役務)

信書便物が差し出された時から、
3時間以内に当該信書便物を送達するもの



③ 高いサービス(3号役務)

料金の額が1,000円を下回らない範囲内において
総務省令で定める額(国内における役務は1,000円)
を超えるもの



信書便法第二条

- 7 この法律において「特定信書便役務」とは、信書便の役務であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 長さ、幅及び厚さの合計が九十センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超える信書便物を送達するもの
 - 二 信書便物が差し出された時から三時間以内に当該信書便物を送達するもの
 - 三 その料金の額が千円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超えるもの